

(作成可否検討中)

協会運営に関する理事会確認事項

I. 総則関係

1. 協会の運営は定款に基づいて行われるが、その細部については、理事会確認事項として以下の各項によるものとする。

II. 事業関係（事業）……(定款第4条)

1. 本会は、毎月1回、定期的に会誌「情報の科学と技術」を発行し、会員に配布し、また一般に販売する。
2. 本会は、必要に応じて情報科学技術に関する専門資料を編集、刊行し、会員および一般に販売する。
3. 本会は、単独または他の関係機関、団体の後援をえて、あるいは共催して、情報科学技術に関する講習会、セミナー、シンポジウム、研究会、講演会、見学会、展示会、情報検索能力試験を開催する。
4. 本会は、図書、資料の収集、整理、情報の検索、UDCの付票、その他情報科学技術に関する調査、研究および業務を、会員機関、官公機関その他からの依頼により、契約受注する。
5. 本会は、情報科学技術の標準化に関する審議、普及、およびその他情報科学技術に関する調査、研究、普及活動を行う。
6. 本会は、「日本オンライン情報検索ユーザー会」および「情報科学技術協会専門部会」を設置し、オンライン情報検索の利用技術および特定専門技術に関する情報交換・研究の場として、会員の利用に供する。
7. 本会の運営および事業活動を円滑かつ活発に行うため、必要に応じて、理事会の承認をえて各種の委員会、研究会等を設置し、また統合、廃止することができる。

III. 会員関係（入会金および会費）……(定款第7条)

1. 特別会員の会費は、維持会員同様、1口以上とする。
2. 名誉会員は会費を要しない。
3. 学生会員が普通会员に会員種別を変更する場合は、入会金を要しない。
4. 会費は原則として前納、かつ1回払いとする。
5. 会費の滞納が3ヶ月以上に及ぶ時は、原則として会誌「情報の科学と技術」の発送を停止する。ただし、会費が完納された場合には、速やかに停止した会誌を一括して発送する。

IV. 役員関係（役員を選定）……(定款第13条)

1. 同一人を選任できる役職は一役職のみとする。

2. 定款第12条による役員のうち、理事4名以内、評議員8名以内は主として西日本地区に在住する者より、またその他の役員は主として、東日本地区に在住する者より、それぞれ選出する。
ここにいう、西日本地区は、本州の福井県・滋賀県・奈良県・和歌山県以西および四国・九州・沖縄県とし、東日本地区は、本州の石川県・岐阜県・三重県以東および北海道とする。
3. 役員選挙には、本会より交付する指定の投票用紙を用い、定められた投票締切り期日までに投票することを要する。
4. 役員選挙投票の開票は、あらかじめ会長より指名された2名の選挙管理委員が行い、選挙管理委員は開票結果を総会において報告するものとする。
5. 当選者は、総会において、選挙による投票数により決定される。
6. 会長は、当選した次期役員に対し、その旨を通知し、就任の承諾を求める。
7. 当選した次期役員が就任を辞退した場合は、得票数次点の中から会長が選出するか、または欠員とする。

(役員職務) ……(定款第15条)

8. 理事の職務分担は、総会後開かれる最初の理事会において合議のうえ、会長が委嘱する。
9. 前項による職務の任期は、次期通常総会後の最初の理事会までとする。

V. 会議関係 (理事会) ……(定款第21条)

1. 理事会は、原則として定例的に隔月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合には、随時開催することができる。
2. 理事会は、理事の2/3以上の出席がなければ、開催することができない。
3. 西日本地区在住役員をもって組織する西日本委員会を、原則として隔月に関西地区で開催する。この会議には、東日本地区在住の理事および事務局職員が出席するものとする。

VI. その他

(謝礼)

1. 本会に金銭または物件を寄付した者には、感謝状を贈呈する。
2. 本会が依頼する、会誌その他の刊行図書原稿執筆者、編集査読者、および本会の主催、共催する講演会、講習会、セミナー、シンポジウム、研究会等の講演者、講師、コーディネータならびに情報検索能力試験の問題作成、採点に関わる委員等に対し、謝礼を贈呈することができる。
3. その他理事会において、特に必要と認めた場合、感謝状、謝礼を贈呈することができる。

(表彰)

4. 本会の目的とする活動に関連して、著しい功績のあった者に対し、理事会の承認を得て会長がこれを表彰する。
5. 情報科学技術に関し、他機関の行う顕彰について受賞候補者の推薦依頼があり、かつ適任者

があれば、理事会の承認を得て推薦することができる。

6. 名誉会員については、理事会の承認を得た後、総会において推挙することができる。

(附則)

1. 今後開催される理事会において、本確認事項の内容変更(追加、削除、修正等)を要する事項が決定された場合には、以下のように取り扱うこととする。
 - イ. 各理事会ごとに作成される議事録に、変更の内容を明記する。
 - ロ. 毎年4月の定期理事会に、「理事確認事項」を提出し、再確認する。
2. 上記確認事項は、昭和57年2月26日の理事会において審議確認されたものである。
3. 昭和63年12月20日の理事会において、IV. 1項を上記の通り改定。
4. 1990年12月18日の理事会において、II. 1, 3, 4, 5, 6項、 III. 5項およびIV. 8項を改定。
5. 1992年10月13日の理事会において、IV. 2. 項、東日本地区および西日本地区を定義する改定。
6. 1992年12月8日理事会において、IV. 1. 項に役職の兼務を妨げる項を新規挿入。
7. 1996年10月17日理事会において、II. 2項(論文誌の発行)を削除。
8. 1996年10月17日理事会において、V. 3項の事務局職員の人数(1~2名)を削除。
9. 2005年6月10日理事会において、II. 5項の「UDCの普及、管理、UDC分類表・索引の編集、出版」を削除。
10. 2005年6月10日の理事会において、III. 3項の「準会員」を「学生会員」に改訂。
11. 2005年6月10日の理事会において、V. 2項の「理事の40%以上」を「理事の2/3以上」に改訂。
12. 2005年9月9日の理事会において、II. の(定款第5条)を(定款第4条)に改訂。